



# 島根県報

令和6年3月29日（金）

第502号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則	（政策企画監室）	4
漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	（総務課）	4
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（高齢者福祉課）	6
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	6
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	16
島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	（水産課）	19
島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	（建築住宅課）	19

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出（2件）	（高齢者福祉課）	19
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出（2件）	（ 〃 ）	20
県営土地改良事業計画の決定（2件）	（農村整備課）	20
換地処分	（ 〃 ）	21
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森林整備課）	21
保安林の指定	（ 〃 ）	22
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ 〃 ）	23
内水面における遊漁規則の変更の認可（2件）	（水産課）	23
島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額の一部改正	（都市計画課）	27
建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正	（建築住宅課）	27

### 【公 告】

肥料の登録の更新	（農山漁村振興課）	28
公共測量の終了（2件）	（技術管理課）	28
開発行為に関する工事の完了（2件）	（都市計画課）	29

### 【特定調達公告】

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（下水道推進課）	29
--------------------------------------	----------	----

### 【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		30
-------------------------	--	----

### 【内水面漁管委告示】

令和6年度水産動植物の目標増殖量

30

**【雑 報】**

公営住宅法の規定による益田市営住宅及び共同施設の管理の実施

(建 築 住 宅 課) 31

公営住宅法の規定による江津市営住宅及び共同施設の管理の実施

( // ) 32

公営住宅法の規定による雲南市営住宅及び共同施設の管理の実施

( // ) 33

## 公布された条例等のあらまし

### ◇ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

#### 1 規則の概要

ふるさと島根寄附条例の規定により受け入れた寄附金を財源に行う事業として同条例で定めるもののほかに知事が別に定める事業について、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業を削除し、災害への応急対応及び復旧に関する事業を追加することとした。（第2条・別記様式関係）

#### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

### ◇漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第10号）

#### 1 規則の概要

次に掲げる条例の引用する法律の題名の改正及び引用する条項等の整理

- (1) 島根県立自然公園条例施行規則
- (2) 島根県自然環境保全条例施行規則
- (3) 島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則
- (4) 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則
- (5) 島根県工事検査規則
- (6) ふるさと島根の景観づくり条例施行規則

#### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

### ◇介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第11号）

#### 1 規則の概要

健康保険法等の一部を改正する法律の規定による経過措置期間の満了により介護療養型医療施設が廃止されることに伴う規定の整理

#### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

### ◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第12号）

#### 1 規則の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う規定及び様式の整備（第35条—第39条・様式第34号—様式第49号関係）

#### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

### ◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）

#### 1 規則の概要

(1) 規則の題名を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定に基づく報告に関する条例施行規則に改めることとした。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理及び様式の整備

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第14号）

## 1 規則の概要

(1) 入港した漁港又は出港しようとする漁港を根拠地としない船舟であって知事が漁港の管理上必要と認めるものは、当該漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、入出港届を知事に提出しなければならないこととした。（第9条関係）

(2) 島根県漁港管理条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整理

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第15号）

## 1 規則の概要

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整理（様式第1号その1関係）

(2) その他様式の整理

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

## 規 則

ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第9号**

ふるさと島根寄附条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根寄附条例施行規則（平成20年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 災害への応急対応及び復旧に関する事業

別記様式中「移住及び定住の促進に関する事業」を「災害への応急対応及び復旧に関する事業」に、「結婚、出産及び子育ての支援に関する事業」を「移住及び定住の促進に関する事業」に、「新型コロナウイルス感染症対策に関する事業」を「結婚、出産及び子育ての支援に関する事業」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

---

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第10号**

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
(島根県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

**第1条** 島根県自然環境保全条例施行規則(昭和52年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ(キ)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改める。

第20条第1項第1号オ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号カ及び同項第10号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成22年島根県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項」を「第66条第1項」に改め、同号エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第15条第1号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項」を「第66条第1項」に改め、同号ク及びサ並びに同条第7号イ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第20条第1号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項」を「第66条第1項」に改める。

第26条第1項第2号ウ(ア)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部改正)

**第3条** 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則(昭和48年島根県規則第32号)の一部を次のように改正する。

題名、第1条、様式第1号及び様式第2号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

様式第3号中「漁港施設利用許可申請書」を「漁港施設利用認可申請書」に、「許可されたく漁港漁場整備法」を「認可されたく漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

様式第4号中「工作物建設許可申請書」を「工作物建設(改良)許可申請書」に改め、「を建設」の次に「(改良)」を加え、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「の建設」の次に「(改良)」を加える。

様式第5号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

様式第6号中「したい」を「をしたい」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

様式第7号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

様式第8号中「水面(公共空地)占用許可申請書」を「水面(土地)占用許可申請書」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「水面(公共空地)に」を「水面(土地)に」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(島根県立自然公園条例施行規則等の一部改正)

**第4条** 次に掲げる規則の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 島根県立自然公園条例施行規則(昭和36年島根県規則第20号)第20条第8号の2及び第27号の2
- (2) 島根県工事検査規則(昭和38年島根県規則第56号)第1条の2第4項
- (3) ふるさと島根の景観づくり条例施行規則(平成4年島根県規則第31号)第25条第3号ア

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第11号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成12年島根県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第107条の2第1項」を削る。

第4条第1項中「並びに旧法第111条」を削る。

第5条中「又は旧法第113条」を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第12号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第37条を第39条とする。

第36条第1項中「様式第38号」を「様式第46号」に改め、同条第2項中「様式第39号」を「様式第47号」に改め、同条第3項中「様式第40号」を「様式第48号」に改め、同条第4項中「様式第41号」を「様式第49号」に改め、同条を第38条とする。

第35条第1項中「様式第34号」を「様式第42号」に改め、同条第2項中「様式第35号」を「様式第43号」に改め、同条第3項中「様式第36号」を「様式第44号」に改め、同条第4項中「様式第37号」を「様式第45号」に改め、同条を第37条とする。

第34条の次に次の2条を加える。

（親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の届出）

**第35条** 法第34条の7の2第2項の規定による届出は、親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）開始届（様式第34号）によるものとする。

2 法第34条の7の2第3項の規定による届出は、親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）変更届（様式第35号）によるものとする。

3 法第34条の7の2第4項の規定による届出は、親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）休止（廃止）届（様式第36号）によるものとする。

4 法第34条の7の2第4項の規定により事業の休止を届け出た者が事業を再開したときは、遅滞なく、親子再統合支援

事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）再開届（様式第37号）によりその旨を知事に届け出なければならぬ。

（妊産婦等生活援助事業の届出）

**第36条** 法第34条の7の5第2項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届（様式第38号）によるものとする。

2 法第34条の7の5第3項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業変更届（様式第39号）によるものとする。

3 法第34条の7の5第4項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業休止（廃止）届（様式第40号）によるものとする。

4 法第34条の7の5第4項の規定により事業の休止を届け出た者が事業を再開したときは、遅滞なく、妊産婦等生活援助事業再開届（様式第41号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

様式第41号中「第36条関係」を「第38条関係」に、「第36条第4項」を「第38条第4項」に改め、同様式を様式第49号とする。

様式第40号中「第36条関係」を「第38条関係」に改め、同様式を様式第48号とする。

様式第39号中「第36条関係」を「第38条関係」に改め、同様式を様式第47号とする。

様式第38号中「第36条関係」を「第38条関係」に改め、同様式を様式第46号とする。

様式第37号中「第35条関係」を「第37条関係」に、「第35条第4項」を「第37条第4項」に改め、同様式を様式第45号とする。

様式第36号中「第35条関係」を「第37条関係」に改め、同様式を様式第44号とする。

様式第35号中「第35条関係」を「第37条関係」に改め、同様式を様式第43号とする。

様式第34号中「第35条関係」を「第37条関係」に改め、同様式を様式第42号とする。

様式第33号の次に次の8様式を加える。

## 様式第34号（第35条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

## 親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）開始届

下記のとおり親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）を開始するので、児童福祉法第34条の7の2第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

## 記

事業の種類及び内容	種 類	親子再統合支援事業・社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業			
	内 容				
経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	氏名（法人の名称）	住所（主たる事務所の所在地）			
条例、定款その他の基本約款	（別添1のとおり）				
職員の定数及び職務の内容	職 種	職 務 の 内 容		定 数	
主  な  職  員  の  氏  名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	
主  な  職  員  の  経  歴	（別添2のとおり）				
事業の用に供する施設	施 設 名 称				
	施 設 種 類				
	所 在 地				
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日	年 月 日				

## 添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、添付を要しない。

## 備考

- 1 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「主な職員の氏名」欄及び「主な職員の経歴」欄は、事業の責任者など主としてこの事業を担当する職員等について記入すること。
- 3 記載事項が多いためにこの様式によることができないときは、適宜この様式に準じた様式を用いるか、又は別添とすること。



様式第35号 (第35条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）変更届

下記のとおり親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）の届出事項を変更したので、児童福祉法第34条の7の2第3項の規定により届け出ます。

記

経 営 者 の 氏 名 ( 法 人 の 名 称 )	
経 営 者 の 住 所 (主たる事務所の所在地)	

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
変 更 事 項	1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） 3 条例、定款その他の基本約款 4 職員の定数及び職務の内容 5 主な職員の氏名及び経歴 6 事業の用に供する施設 （ (1) 施設名称 (2) 施設種類 (3) 所在地 ） 7 事業開始の予定年月日
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

備考

- 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

## 様式第36号（第35条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）休止（廃止）届

下記のとおり親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）を休止（廃止）するので、児童福祉法第34条の7の2第4項の規定により届け出ます。

## 記

経 営 者 の 氏 名 （ 法 人 の 名 称 ）	
経 営 者 の 住 所 （主たる事務所の所在地）	

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
休 止（廃止）の予定年月日	年 月 日
休 止 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
休 止（廃止）の理由	
現に便宜を受けている 者に対する措置	

備考 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

## 様式第37号（第35条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

## 親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）再開届

下記のとおり親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業・意見表明等支援事業）を再開したので、児童福祉法施行細則第35条第4項の規定により届け出ます。

## 記

経 営 者 の 氏 名 ( 法 人 の 名 称 )	
経 営 者 の 住 所 (主たる事務所の所在地)	

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 開 年 月 日	年 月 日

## 添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、添付を要しない。

備考 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第38号 (第36条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

妊産婦等生活援助事業開始届

下記のとおり妊産婦等生活援助事業を開始するので、児童福祉法第34条の7の5第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

事業の種類及び内容	種 類	妊産婦等生活援助事業			
	内 容				
経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	氏名（法人の名称）	住所（主たる事務所の所在地）			
条 例 、 定 款 そ の 他 の 基 本 約 款	（別添1のとおり）				
職 員 の 定 数 及 び 職 務 の 内 容	職 種	職 務 の 内 容			定 数
主 な 職 員 の 氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	
主 な 職 員 の 経 歴	（別添2のとおり）				
事業の用に供する施設	施 設 名 称				
	施 設 種 類				
	所 在 地				
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日	年 月 日				

添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、添付を要しない。

備考

- 1 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「主な職員の氏名」欄及び「主な職員の経歴」欄は、事業の責任者など主としてこの事業を担当する職員等について記入すること。
- 3 記載事項が多いためにこの様式によることができないときは、適宜この様式に準じた様式を用いるか、又は別添とすること。

## 様式第39号（第36条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

## 妊産婦等生活援助事業変更届

下記のとおり妊産婦等生活援助事業の届出事項を変更したので、児童福祉法第34条の7の5第3項の規定により届け出ます。

## 記

経 営 者 の 氏 名 ( 法 人 の 名 称 )	
経 営 者 の 住 所 ( 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 )	

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
変 更 事 項	1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） 3 条例、定款その他の基本約款 4 職員の定数及び職務の内容 5 主な職員の氏名及び経歴 6 事業の用に供する施設 （ (1) 施設名称 (2) 施設種類 (3) 所在地 ） 7 事業開始の予定年月日
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

## 備考

- 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

様式第40号 (第36条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

妊産婦等生活援助事業休止（廃止）届

下記のとおり妊産婦等生活援助事業を休止（廃止）するので、児童福祉法第34条の7の5第4項の規定により届け出ます。

記

経 営 者 の 氏 名 ( 法 人 の 名 称 )	
経 営 者 の 住 所 (主たる事務所の所在地)	

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
休 止 ( 廃 止 ) の 予 定 年 月 日	年 月 日
休 止 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
休 止 ( 廃 止 ) の 理 由	
現 に 便 宜 を 受 け て い る 者 に 対 す る 措 置	

備考 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

## 様式第41号（第36条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
電話番号

## 妊産婦等生活援助事業再開届

下記のとおり妊産婦等生活援助事業を再開したので、児童福祉法施行細則第36条第4項の規定により届け出ます。

## 記

経 営 者 の 氏 名 ( 法 人 の 名 称 )	
経 営 者 の 住 所 (主たる事務所の所在地)	

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 開 年 月 日	年 月 日

## 添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、添付を要しない。

備考 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第13号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則（平成19年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定に基づく報告に関する条例施行規則第1条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

別記様式を次のように改める。



## 別記様式（第2条関係）

## 任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

島根県知事 様

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

下記の任意入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定により報告します。

任 意 入 院 者	フリガナ			生年月日	年 月 日 日生
	氏 名	(男・女)			(満 歳)
	住 所				
任 意 入 院 年 月 日 (法第20条による入院)	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日		
		入 院 形 態			
前 回 の 定 期 報 告 年 月	年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害		3 身体合併症	
	ICDカテゴリー ( )	ICDカテゴリー ( )			
過 去 12 か 月 間 の 治 療 の 内 容 と そ の 結 果 ( 過 去 12 か 月 間 の 病 状 ま た は 状 態 像 の 経 過 の 概 要 、 並 び に 過 去 12 か 月 間 に 行 動 制 限 が 行 わ れ た 際 は そ の 必 要 性 に つ い て )					
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
任 意 入 院 継 続 の 必 要 性 (通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること)					
今 後 の 治 療 方 針					

<現在の精神症状>  <その他の重要な症状>  <問題行動等> <現在の状態像>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ( )
	II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)
	III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )
	IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )
	V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )
	VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )
	VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ( )
	VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )
	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )
	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( ) 4 その他 ( )
1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )	
1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ( )	
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した主治医氏名	署名

審査会意見	
県の措置	

## 記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太枠内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 4 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第14号**

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

島根県漁港管理条例施行規則（昭和34年島根県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（入出港届）

**第9条** 条例第15条の船舟は、入港した漁港又は出港しようとする漁港を根拠地としない船舟であって知事が漁港の管理上必要と認めるものとする。

2 前項の船舟は、漁港に入港したとき、又は漁港を出港しようとするときは、入出港届を知事に提出しなければならない。

3 前項の入出港届は、様式第6号によるものとする。

様式第6号中「第15条第1項」を「第15条」に改める。

様式第7号を削り、様式第8号を様式第7号とする。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第15号**

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1中「第2条関係」を「第4条関係」に改め、同様式裏面中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改め、様式第1号その2中「第2条関係」を「第4条関係」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**告 示****島根県告示第218号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 可部大文字会	短期入所生活介護	短期入所事業所くざの里	浜田市金城町久佐イ560番地1	令和6年3月31日

## 島根県告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	通所介護	柿木村デイサービスセンター	鹿足郡吉賀町柿木80番地1	令和6年3月31日

## 島根県告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
島根県農業協同組合	訪問入浴介護	J A しまね斐川介護センター	出雲市斐川町荘原2172番地3	令和6年3月31日
	介護予防訪問入浴介護			

## 島根県告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人出雲南福社	訪問看護	寿生訪問看護ステーション	島根県出雲市大津町3627-22	令和6年3月31日
	介護予防訪問看護	ョン		

## 島根県告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
入道谷地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

### 島根県告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
岳野地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場

### 島根県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和6年3月18日付けで県営土地改良事業に係る浜田東部地区（上府工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県告示第225号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
雲南市木次町湯村1531-1、1547-1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

木次町湯村1531-1・1547-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第226号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町上阿井2598-2

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上阿井2598-2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第227号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町小田1001-1、1001-4、1005、1006-3

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小田1001-1・1001-4・1005・1006-3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第228号

令和6年島根県告示第148号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市三瓶町池田家ノ下1830-2、1830-3、田口川原1817-3	石谷 清七
大田市三瓶町池田中長常2671-1	川上 博久
大田市三瓶町池田浄土庵1849-2	坂田 市次郎
大田市三瓶町池田向ノ空2650	松本 浅太郎
大田市三瓶町池田大森屋191-3	松尾 俊和
大田市三瓶町池田稗田2658-6	山内 健治
大田市三瓶町池田德利畑ケ2362-2	保岡 稔映
大田市三瓶町池田大森屋191-1	石倉 千鶴子
大田市三瓶町池田上長常2670-11	生越 喬二
大田市三瓶町池田カラズ2598-1	(株) J I Aアグリ&バイオ

## 島根県告示第229号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 漁業権者の名称及び住所

周布川漁業協同組合 島根県浜田市金城町波佐イ98番地1

## 2 漁業権の免許番号

内共第7号

## 3 変更の内容

遊漁料の額の変更

(変更前)

第1条～第6条 (略)

(遊漁料の額および納付方法)

第7条 (略)

## (1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、籠、つ	1日1,300円
うなぎ	け針	1年7,000円
やまめ (あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)		
ごぎ (いわなを含む。)		

## (2) (略)

2・3 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

第1条～第6条 (略)

(遊漁料の額および納付方法)

第7条 (略)

## (1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、籠、つ	1日2,000円
うなぎ	け針	1年9,000円
やまめ (あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)		
ごぎ (いわなを含む。)		

## (2) (略)

2・3 (略)

第8条～第11条 (略)

## 4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和6年4月1日

## 島根県告示第230号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也



## 1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

## 2 漁業権の免許番号

内共第9号

## 3 変更の内容

制限期間の変更、遊漁料納付方法の変更及びその他規定の整理

(変更前)

(目的)

第1条 この規則は、高津川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する、内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、おいかわ（はえ）、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第2条～第4条 （略）

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～ヘ （略）			
ト あゆ刺網、投網	高津川	鹿足郡吉賀町下須、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同郡津和野町枕瀬、日原発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの昼間
チ （略）			
リ こいの刺網、投網、竿釣	津和野川	鹿足郡津和野町鷺原、ふろやせき下流端から同町同、南谷川合流点までの区域	3月15日から6月30日まで
ヌ～タ （略）			
レ あゆ刺網、投網	匹見川	益田市匹見町広瀬、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流180mから同町澄川、発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの昼間
ソ・ツ （略）			
ネ あゆ刺網、投網	匹見川	益田市匹見町澄川、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同市猪木谷町、豊川発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの昼間
ナ～ウ （略）			
キ 全漁法	高津川	益田市安富町、西益田大橋上流端から同市飯田町、飯田橋下流端に至る区域	あゆ竿釣、手釣は10月6日から11月30日午前5時まで あゆ刺網、投網は10月6日から11月30日午後5時まで
ノ （略）			

2 (略)

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津一丁目43番24号

同 日原出張所 鹿足郡津和野町日原420番地1

若しくは当組合が指定し組合ウェブサイト (<https://www.takatugawa.or.jp/>) で公表する取扱所又は当組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般(消費税含む。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2～5 (略)

第8条～第11条 (略)

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は、高津川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する、内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、おいかわ(はえ)、うなぎ、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。)、及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～ハ (略)			
ト あゆの刺網・投網	高津川	鹿足郡吉賀町下須、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同郡津和野町枕瀬、日原発電所放水口に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
チ (略)			
リ こいの刺網・投網・竿釣	津和野川	鹿足郡津和野町鷲原、ふろやせき下流端から同町同、南谷川合流点までの区域	3月15日から6月30日まで
ヌ～タ (略)			
レ あゆの刺網・投網	匹見川	益田市匹見町広瀬、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流180mから同町澄川、発電所放水口に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ソ・ツ (略)			

ネ あゆの刺網・投網	匹見川	益田市匹見町澄川、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同市猪木谷町、豊川発電所放水口に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ナ～ウ (略)			
キ 全漁法	高津川	益田市安富町、西益田大橋上流端から同市飯田町、飯田橋下流端に至る区域	あゆの釣は10月6日から11月30日午前5時まで あゆの刺網・投網は10月6日から11月30日午後5時まで
ノ (略)			

2 (略)

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 日原出張所 鹿足郡津和野町日原420番地1

若しくは当組合が指定し組合ウェブサイト (<https://www.takatugawa.or.jp/>) で公表する取扱所又は当組合が指定するオンラインシステム (以下「オンラインシステム」という。) において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般 (消費税含む。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2～5 (略)

第8条～第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和6年4月1日

**島根県告示第231号**

島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額 (平成8年島根県告示第338号) の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行し、この告示による改正後の島根県立都市公園の公園施設を設置し、又は管理する者が営業行為を行う場合の使用料の額の規定は、令和5年10月1日から適用する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸山達也

表中「別表第1第1号」を「別表第2第1号」に改める。

**島根県告示第232号**

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定 (平成19年島根県告示第447号) の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

第6号(4)中「建築主事(」を「建築主事又は同条第2項の規定により置かれた建築副主事(いずれも)」に、「もの」を「者」に改める。

## 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第 406号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥酵 母肥料3号	窒素全量 7.0	公定規格のと おり	日本製紙株式会社 東京都北区王子一丁目4番1号	令和9年 3月29日

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月14日に終了した旨松江地方務局長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量(基準点測量)

## 2 作業期間

令和5年11月21日から令和6年2月20日まで

## 3 作業地域

松江市西津田六丁目地内他

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年3月18日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 作業種類

公共測量(車載写真レーザ測量、ネットワーク型RTK測量)

## 2 作業期間

令和5年6月23日から令和6年3月15日まで

## 3 作業地域

浜田市地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

大田市大田町吉永1321-2、1319-4、1319-5

面積 9,267.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大田市大田町吉永1355-1

社会福祉法人 大田保育センター

理事長 品川 保夫

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

雲南市加茂町宇治766番地11の一部、766番15、766番16

雲南市加茂町神原1106番6、1895番7の一部、1896番1の一部

面積 7,945.53平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町里方952番地5

雲南市土地開発公社

理事長 吉山 治

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

1 落札に係る役務の名称及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

3 落札者を決定した日

令和6年2月16日

- 4 落札者の氏名及び住所  
カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 任紀 島根県松江市春日町636番地
- 5 落札金額  
4,120,000,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和5年12月1日

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

**島根県選挙管理委員会告示第11号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

令和6年3月29日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	令和6年3月19日
介護療養型老人保健施設六日市苑	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	令和6年3月19日

### 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示

**島根県内水面漁場管理委員会告示第1号**

第五種共同漁業権に係る令和6年度水産動植物の目標増殖量は、次のとおりである。

令和6年3月29日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

1 水産動植物の放流量

魚 種 放流量 河 川 名	あゆ	うなぎ	ふな	すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)
内共第1号 宍道湖		18 550	68 1,700			1,060	200	
内共第2号 斐伊川	222 1,620	9 310	6 100		68 1,460			1 30
内共第3号 神戸川	600 3,600	13 500	4 40	1 10	11 860			8 330
内共第4号 神西湖		4 50	6 60				10	3 40
内共第5号 江の川	1,800 5,400	12 400		1 30	4 320			0.4 50

内共第6号	343	1			20			
八戸川	2,550	70			40			
内共第7号	100	0.8			11			
周布川	800	50			650			
内共第8号	110	0.7			3			1
三隅川	517	50			100			50
内共第9号	600	2			90			10
高津川	2,400	100			1,800			1
総計	3,775	60	84	2	207			24
	16,887	2,080	1,900	40	5,230	1,060	210	501

## 2 産卵場の造成面積

(単位：m<sup>2</sup>)

免許番号 河川名	魚種	あゆ	うぐい	おいかわ(はえ)	こい
内共第2号 斐伊川			55		9
内共第3号 神戸川		4,500			
内共第5号 江の川			3,000		
内共第9号 高津川		1,000		500	

**雑 則**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、益田市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を次のとおり行うこととしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年3月29日

島根県住宅供給公社理事長 糸 賀 克 巳

- 1 益田市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
島根県住宅供給公社
- 2 益田市に代わって管理を行う市営住宅  
市営沖田住宅外32団地及び共同施設
- 3 益田市に代わって行う市営住宅の管理の内容
  - (1) 益田市営住宅管理条例（平成9年益田市条例第21条）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第3条	入居者の公募の方法に関する事務
第4条	公募の例外に関する事務
第7条	入居の申込み及び決定に関する事務
第8条第2項及び第4項	入居者の選考に関する事務

第9条	入居補欠者決定に関する事務
第10条	住宅入居の手續に関する事務
第11条	同居の承認に関する事務
第12条	入居の承継に関する事務
第19条第2項及び第3項	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第23条	市営住宅不使用届に関する事務
第25条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第26条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第30条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第32条	収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に関する事務
第33条第1項	入居期間の通算に関する事務
第34条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第39条第1項	市営住宅の検査に関する事務
第40条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第54条第1項	市営住宅立入検査に関する事務

(2) 市営住宅の駐車場の管理に関する事務

4 益田市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、江津市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を次のとおり行うこととしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年3月29日

島根県住宅供給公社理事長 糸 賀 克 巳

1 江津市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 江津市に代わって管理を行う市営住宅

市営嘉戸団地外20団地及び共同施設

3 江津市に代わって行う市営住宅の管理の内容

(1) 江津市営住宅管理条例（平成9年江津市条例第31条）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者に関する事務
第11条	住宅入居の手續に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条第2項、第3項	修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅使用休止届に関する事務



第27条	市営住宅他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅模様替・増築等承認に関する事務
第32条第1項、第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	住宅のあっせん等に関する事務
第35条	期間通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条第1項	住宅の検査に関する事務
第42条第1項、第3項、第4項、 第5項、第6項	住宅の明渡請求に関する事務
第56条第2項	市営住宅管理人に関する事務
第57条第1項	立入検査に関する事務

- (2) 江津市営住宅の家賃及び駐車場の使用料の収納に関する事務  
(3) 江津市営住宅の家賃及び駐車場の使用料の納付指導に関する事務  
(4) 江津市営住宅の駐車場の管理に関する事務

4 江津市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を次のとおり行うこととしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年3月29日

島根県住宅供給公社理事長 糸 賀 克 巳

1 雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 雲南市に代わって管理を行う市営住宅

市営西の宮団地外25団地

3 雲南市に代わって行う市営住宅の管理の内容

- (1) 雲南市営住宅管理条例（平成16年雲南市条例第283条）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続きに関する事務
第12条	市営住宅の同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅不在届に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務

第32条第1項、第2項、第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	市営住宅の検査に関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡請求に関する事務
第43条第1項及び第3項	市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務
第44条	立入検査に関する事務

- (2) 雲南市営住宅駐車場の管理に関する事務
  - (3) 雲南市営住宅の家賃の収納に関する事務
  - (4) 雲南市営住宅家賃の納付指導に関する事務
- 4 雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日までの期間